

(I14) 土木学会における発注契約に係る取引停止等の取扱要領

〔2020年1月17日 制 定 〕

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人土木学会（以下「学会」という。）における全ての物品の購入及び印刷物の発注、役務提供委託その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 公益社団法人土木学会会計規程第9条に定める経理事務責任者は、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに事実関係の概要その他必要事項を会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた会長は、状況に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより、購入等契約に係る業者の取引停止の期間を定め、当該業者との取引停止を行うものとする。

3 会長は、前項により購入等契約に係る業者との取引停止を行う場合は、業者名、取引停止期間を学会内関係者に周知しなければならない。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が事案により、別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件毎に規定する期間を足した期間を取引停止期間とする。

2 業者が取引停止期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、当該各号に定める期間の2倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了後の翌日とする。

4 会計責任者は、取引停止期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除する。

5 会計責任者は、取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を

受けることができないなどの特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手とすることができる。

(指名等の取消し)

第5条 経理事務責任者は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合並びに入札書又は見積書が提出され開札等に至っていない場合は、当該指名等を取り消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第6条 経理事務責任者は、取引停止期間中の業者が、学会における契約に係る製造等の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止期間の開始前に下請している場合はこの限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第7条 経理事務責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は別に定める。

(規程の変更改廃)

第9条 この要領の改廃は、理事会において行う。

附則（2020年1月17日理事会議決） この要領は、2020年1月17日から施行する。

別表

(措置要件)	(期間)
1. 虚偽記載 学会の契約に係る一般、指名競争契約又は随意契約において入札前又は契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき	当該認定をした日から 3年以上
2. 過失による粗雑な契約履行 学会の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき	同 上
3. 契約違反 学会の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として、不適當であると認められるとき	同 上
4. 落札決定後の契約辞退 学会の契約に係る一般、指名競争契約において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき	同 上
5. 他の公的機関の職員等に対する賄賂 他の公的機関の職員等に対して行った賄賂の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った 日から3年以上
6. 談合 業者の役員、使用人が刑法に規定する談合又は競売入札妨害の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	同 上
7. その他 業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、又は他の機関において不正などが判明したりなど契約の相手方として、不適當であると認められるとき	当該認定をした日から 3年以上

以上